

府営住宅の地位承継 10月度から拡大 公明党の代表質問 府を動かす!



府営住宅の地位承継の制度が10月1日から一部変更されました。これまで入居者(名義人)の子または孫は高齢者(60歳以上)等の要件(下記(3)-(6))がなければ地位承継が認められていませんでしたが、今回の変更で原則1回に限り認められます。

公明党大阪府議会議員団は今年2月議会の代表質問で、地位承継制度について前回の変更から10年以上経ち、入居者の高齢化など環境が大きく変化していることから見直すよう提案、府が制度の見直しを明言しました。これからも皆様の声をカタチにできるよう取り組んでいきます。

変更となった地位承継の要件

(下線部が今回変更となりました。)

地位承継を受ける方が、次のいずれかに該当すること

※同居承認を得て同居されている方で、(3)～(6)に該当する方については、
名義人と1年以上の同居期間が必要になります。



(1)名義人の配偶者(1回限り)

(2)名義人の子又は孫(1回限り)

※令和2年4月1日から9月30日までの間に退去猶予期限が到来した方で現に居住中の方については、令和3年3月31日までに地位承継の承認申請を行い、条件を満たしているものに限り、地位承継が認められます。

(3)高齢者(60歳以上(名義人の死亡・退去時の年齢))

(4)障がい者の方がおられる世帯に属する方

(5)ひとり親世帯の母又は父

(6)生活保護の被保護者

※地位承継後の世帯の収入など、その他の要件は従来通りです。

詳しくはお近くの大阪府営住宅管理センターまでお問い合わせください。



公明党の提案で実現!

高齢者のインフルエンザ予防接種を無償化 公明府議団の緊急要望を受け実現!



大阪府は新型コロナウイルスとインフルエンザの併発による高齢者の重症化と医療提供体制のひっ迫を防ぐため、65歳以上の高齢者等のインフルエンザ予防接種にかかる自己負担の無償化を10月から開始しました。

公明府議団は6月26日実施の「新型コロナ対策緊急要望」以来、ワクチンの接種助成を吉村知事に提言。この提言を受け、今回の制度化にいたりました。

今後は妊婦や小児、受験生など必要な方が円滑にワクチン接種ができるよう尽力してまいります。

大阪市におけるインフルエンザワクチン接種助成について

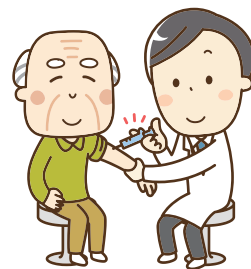
<実施期間>

令和2年10月1日から令和3年1月31日まで

<対象者>

●65歳以上の方

●60歳以上65歳未満の心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいの有する方(身体障がい者手帳1級相当)



<接種回数> 1回

<自己負担> なし

<医療機関での予防接種の受け方>

大阪市の委託医療機関の窓口にて住所と年齢がわかるもの(健康保険証や運転免許証等)を提示いただくことで、自己負担なしで接種できます。

多くの委託医療機関では、接種できる曜日や時間帯を設定されている場合が多いことから、事前に電話などでお申し込み下さい。

*制度の詳細や委託医療機関一覧については、大阪市ホームページもしくは各区保健福祉センターにご確認ください。

[厚労省]インフルエンザワクチン接種時期ご協力のお願い



今年は過去5年で最大量(最大約6300万人分)のワクチンを供給予定ですが、より必要とされる方に確実に届くように、ご協力をお願いします。

10
月
1
日
〜

接種希望の方はお早めに

65歳以上の方(定期接種対象者)※

※65歳以上の方のほか、60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等
※定期接種の開始日は、お住いの市町村で異なりますのでご確認ください。

上記以外の方は

10月26日まで接種をお待ちください。

10
月
26
日
〜

接種希望の方はお早めに

**医療従事者
基礎疾患を有する方
妊婦
生後6か月〜小学校2年生**

上記以外の方も接種できます